

旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業
施設改修事業者及び保育所整備・運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル 実施要領

2025年（令和7年）9月

川西市

1 目的

川西市では、旧市立東谷幼稚園（令和6年度閉園）を改修し、保育所や地域子育て支援等の機能を配置することで、全ての保護者の子育てを支援するとともに、小・中学生の多様な学びの場（居場所）であるセオリア※を配置し、市北部地域のこども・若者支援の拠点として新たに整備する予定としている。

この要領は「公募型プロポーザル方式」により、旧市立東谷幼稚園の施設全体の改修工事を行うとともに、1階にて保育所を整備・運営する事業者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

旧市立東谷幼稚園は、昭和51年に建設し耐震診断により耐震性が確認された施設であるが、一定の老朽化が進んでいることから、施設整備については、大規模改修も含め基本計画を策定したところである。

このため、整備に際しては基本計画に基づき、施設全体の実施設計及び施工業務について、入居する保育事業者の創意工夫を取り入れることで、こども・若者への支援を中心とした機能、異種用途施設との動線交差処理など安全性を考慮した建築計画、工期短縮を図ることが期待できるため、設計・施工一括発注方式により実施するものである。

なお、本プロポーザルへの応募にあたっては、「川西市北部地域のまちづくり方針」及び「北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想」の内容を十分に理解したうえで応募すること。詳細は市ホームページを参照すること。

（川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想：

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shiseijoho/machi/1020878.html>）

※学びのスペース「セオリア」とは

- ・概要：不登校の小・中学生（市内在住）のための居場所で、一人ひとりに応じた学習や小集団による体験的な活動を通して、社会的自立を支援する。教職経験豊かなスタッフや大学生ボランティアが学習などの支援を行う。
- ・既存施設：パルティK2北棟2階（川西市栄町11-3）
- ・開設時間：原則、9:30～14:30

（参考）市HP：<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/1017448/1000803/1000841.html>

2 事業の概要

（1）事業名

こども・若者支援の拠点整備事業

（2）発注者

川西市

（3）事業場所

川西市見野2丁目

（4）事業対象施設

旧市立東谷幼稚園

（5）対象業務概要

①改修等業務：実施設計業務、施工業務、工事監理業務

ア 要求水準 改修等業務の実施に係る要求水準は、要求水準書のとおり。

イ 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月12日

ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。

ウ 提案価格 提案上限価格：131,800,000円（税込み 144,980,000円）

エ 事業概要や各業務に関する事項など詳細は要求水準書を参照すること。

②保育所整備及び運営：保育所等改修業務（旧園舎1階部、遊戯室棟、園庭等）

令和9年4月に開園する保育所の運営及び運営に必要な改修業務を行うこと。

整備及び運営に係る費用は事業者負担とする。ただし、後述（「7. 保育所の運営に必要な改修経費及び運営経費にかかる補助」）のとおり、要件を満たせば一定の補助を受けることができる。

3 募集する保育所の概要

対象	2・3号認定を受けた就学前児童
定員	30～50人（定員の概ね4割以上を3歳未満児とする） ※0歳児の設定は必須とする ※生後57日目からの乳児保育の実施は任意とする
区域・用地	旧東谷幼稚園の1階及び遊戯室棟、園庭等
土地・建物の使用	土地：市と賃貸借契約を締結 建物：市と定期借家契約を締結（旧園舎1階及び遊戯室棟）
開園時期	令和9年4月1日
開園時間	1日11時間（午前7時～午後6時）
閉園可能日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）及び日曜日・祝日
実施を要する子ども・子育て支援事業等	・延長保育事業（午後7時までの実施は必須とし、午後8時までの実施は任意とする） ・一時預かり事業（国の実施要綱に基づき実施すること） ・地域子育て支援拠点事業（国の実施要綱に基づき実施すること） ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※休日保育事業、その他事業は任意提案とする。

●令和7年4月時点の国基準外の待機児童数（入所保留者）の内訳（中学校区別）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
川西南中学校区	2人	3人	6人	9人	1人	1人	22人
川西中学校区	2人	12人	5人	4人	3人	2人	28人
明峰中学校区	0人	2人	2人	0人	0人	0人	4人
多田中学校区	0人	12人	3人	1人	2人	0人	18人
清和台中学校区	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
緑台中学校区	0人	0人	2人	0人	0人	0人	2人
東谷中学校区	0人	8人	4人	0人	2人	2人	16人

※川西市では国基準の待機児童は令和4年度よりゼロを継続

・中学校区毎の住所等の詳細は、以下の市ホームページを参照すること

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/1017448/1000803/kouku_ichiran.html

4 改修等業務の概要

工事対象	旧東谷幼稚園の建物及び敷地	
対象業務	施設全体の改修工事及び保育所運営に必要な改修工事 (１) 実施設計業務 (２) 施工業務 (３) 工事監理業務	
工事範囲 及び 費用負担	以下のとおり２つの工事範囲があるため、要求水準書及び基本計画図等を参照すること。	
	工事範囲	費用負担
	①市が費用負担する範囲 (旧園舎 2 階、屋根、外壁など)	市（業務委託契約を締結）
	②事業者が費用負担する範囲 (旧園舎 1 階、遊戯室棟、園庭など保育所運営にあたり必要な箇所) ※園庭については保育所専用として整備して差支えない（セオリアに通う児童・生徒が日常的に園庭を使用することは想定していない）。	事業者（保育所整備等の補助金の対象経費として算定可能）
履行期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 1 2 日	

5 事業者の応募資格等

(1) 事業者の応募構成は、以下に示す形態のいずれかとする。

- ① 単独事業者
- ② 保育事業者・設計会社・施工会社のグループ

(2) 単独事業者(①)で応募の場合、以下の点に留意すること。

- ア 単独事業者は、(4)の条件をすべて満たし、2(5)対象業務概要の①改修等業務と②保育所整備及び運営のすべてを行うこと。
- イ 単独事業者は、他の応募事業者の構成員になることはできない。

(3) 保育事業者・設計会社・施工会社のグループ(②)で応募の場合、以下の点に留意すること。

- ア いずれかの企業を代表企業とし、応募手続等を代表して行うこと。
- イ グループを構成する事業者や会社の変更は、原則として認めない。ただし、市が承認した場合はこの限りではない。
- ウ グループを構成する事業者や会社は単独事業者として応募することはできない。
- エ グループを構成する事業者や会社は、他の応募事業者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約締結後、選定されなかった応募事業者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(4) 応募する事業者は次に掲げる条件をすべて満たしていること(グループを構成する事業者や会社も含む)。

ア. 保育所の運営を行う者(保育事業者)

- ①児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第39条第1項に規定する「保育所」の認可・確認

を受ける意思のある事業者であること。

②社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有すること。

③事業を実施するための必要な経済的基礎として、施設設置に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。

④本市の一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に掲載されている者で指名停止の措置を受けていない者であること、または次の条件をすべて満たしている者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。

⑤国、都道府県又は市町村が実施する法人又は施設の指導監査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。ただし、重大な指摘を受けたことがあるが、既にその改善がなされている場合はこの限りではない。

イ．施設全体の改修工事及び保育所運営に必要な改修工事等を行う者（設計業務、施工業務、監理業務）

①共通

本市の一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に掲載されている者で指名停止の措置を受けていない者であること、または次の条件をすべて満たしている者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。

②設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次の要件をすべて満たしていることとする。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- b. 過去に保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、企業主導型保育所、その他就学前教育保育施設いずれかの新築または改修の設計実績を有していること。

③施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次の要件をすべて満たしていることとする。

- a. 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、当該企業が実施する工事に対応し

た業種について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

- b. 過去に公共施設の新築・改修の施工実績を有していること。なお、当該実績は、公募開始日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。
- c. 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置できること。
 - (a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - (b) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

④工事監理業務に係る要件

工事監理業務を行う者は、次の要件をすべて満たしていること。なお、②の設計業務を行う者が工事監理業務を行うことも可とする。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- b. 過去に保育所、認定こども園、小規模保育事業 A 型、企業主導型保育所、その他就学前教育保育施設いずれかの新築または改修の工事監理実績を有していること。

6 保育所の設置及び運営等に関すること

（1）保育所の設置・認可等に関すること

- ①関係法令を遵守し、保育所として兵庫県の認可を受けること。
- ②川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準等に関する条例（平成26年川西市条例第16号）を遵守し、特定教育・保育施設としての確認を受けること。
- ③消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、その他関係法令を遵守すること。
- ④開園時期は令和 9 年 4 月 1 日とすること。

（2）施設の設置にあたっての必要事項

- ①延長保育事業、一時預かり事業、乳児等通園支援事業などの実施にあたっては、必要な施設・備品等を設けること。
- ②同一施設内で事業を複合的に行う場合は、法令等で認められている場合を除いて、原則、保育所とその他の事業を行う場所とを明確に区分けすること。
- ③地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなどの安全確保の配慮をすること。
- ④防犯上の観点より、兵庫県警へのホットライン通報装置の設置を行うこと。
- ⑤自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- ⑥保育所を利用する保護者の駐車スペースについては、市と協議のうえ、旧東谷幼稚園の敷地外に設置するものとする。なお現時点で、市は近隣の公共施設敷地内に以下のように保育所利用保護者向けの駐車スペースを確保することを検討している。

a. 隣接する北消防署の解体工事期間中（令和9年度予定）

旧東谷村役場跡地に市が一時的な駐車スペースを整備し、うち4台分程度を保育事業者に貸し付ける。なお、解体工事期間中であっても、早朝など隣接する東谷公民館の駐車場に余裕がある時間帯については、保育所利用者が使用できるよう調整を行う。

b. 北消防署の解体工事完了後

東谷公民館および北消防署の敷地内に市が駐車スペースを整備し、保育所の運営状況等を踏まえた台数分を保育事業者に貸し付ける。

また、給食の食材搬入など保育所運営に必要な駐車スペースについては、敷地内に別途設置してもよい。ただし、その場合は以下を厳守すること。

a. 東谷公民館の敷地内を通らないこと。

b. 周辺道路がスクールゾーンに指定されているため、警察への届出など必要な手続きを行い、通行には十分注意を払うこと。

⑦必要な駐輪スペースは敷地内に設けること。

⑧川西市開発行為等指導要綱に基づく協議を行うこと。

⑨この他、施設の設置にあたっては、防災面・安全面に配慮するとともに、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守すること。

（3）保育所の運営に関する基本事項

①利用定員

- ・2・3号認定を受けた就学前児童。
- ・30人以上50人以下（定員の概ね4割以上を3歳未満児とする）。
- ・年齢別の利用定員は、進級ができるよう設定すること。

②0歳児の定員設定は必須とする。生後57日目からの乳児保育の実施は任意とする。

③通常保育は原則午前7時から午後6時までの11時間とすること。

④年末年始（12月29日から翌年1月3日）、日曜日及び祝日以外は開園することを基本とすること。

⑤市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入や行事に参加する費用等の徴収については、保護者に説明し、同意を得て行うこと。

⑥同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、教育・保育に直接従事する職員は、法令等で認められている場合を除いて、他の事業の職員を兼ねることができない。

⑦特別な支援が必要な児童の受け入れを実施すること。

（4）保育内容等について

①基本的事項

- ・児童福祉法に規定する児童福祉の理念を前提として事業運営を行うこと。地域の子育て家庭への支援事業を積極的に実施すること。
- ・保育の実施にあたっては、保育所保育指針に基づくこと。
- ・川西市の教育・保育行政を十分に理解し、市の事業に積極的に協力するとともに、関係法令等を遵守し、市の指導に従うこと。

- ・保護者の意向に十分配慮し、円滑な施設運営を行うこと。
- ・児童、保護者、地域等との信頼関係の維持、向上に努めること。

②給食、保健、衛生、安全管理に関すること

- ・保育所における食事の提供ガイドラインに基づき、食事の提供を行うこと。また、離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食等、個々に配慮した食事を提供すること。
- ・食事の提供は完全給食とし、原則、施設内において調理する方法（自園調理）によること。
- ・調理施設、設備をはじめ、施設の衛生管理や児童、職員の健康管理を徹底すること。
- ・健康増進法第20条の規定に基づき、特定給食施設の届出をすること。
- ・児童に対し、健診・検査等を実施すること。
- ・必要な医薬品や医療品を常備し、医療機関との連携を図ること。
- ・防犯対策など、児童の安全対策を講じること。
- ・消火訓練及び避難訓練を少なくとも月に1回は実施すること。
- ・保育における児童の事故等に備えて損害賠償保険に加入すること。

③会計・運営資金に関すること

- ・会計は、その他の事業の会計と区分すること。
- ・運営資金として、十分な現金または預金を有していること。

④保育の質の向上に関すること

- ・小学校教育への円滑な接続に向けた保育内容の工夫を図り、小学校との連携を積極的に推進すること。
- ・市立保育所に準じた苦情解決制度を備えること。
- ・市が実施する職員研修に参加するほか、独自の職員研修を行うなど、職員の資質の向上に積極的に取り組むこと。

⑤その他

- ・地域型保育事業所の連携施設（相談・助言や代替保育など保育内容の支援、卒園に伴う3歳以降の受け皿）となることは任意とする。
- ・運営状況や事業者の経営状況などの情報の公開に努めること。
- ・開園の後、市が行う保育内容、経営状況に関する調査に協力すること。
- ・別紙提出書類一覧に記載のもののほか、保育サービスの内容、地域交流、安全・衛生対策、職員採用、人事管理等について別途提案があれば、提出書類に添付すること。

（5）実施する子ども・子育て支援事業等について

①延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）に基づき、午後7時までの延長保育事業を実施すること（午後8時までの延長保育事業の実施は任意とする）。

②一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号 雇児発0717第11号）に基づき、実施すること。

③地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日厚生労働省雇児発0529第18号）

に基づき、実施すること。

④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和 7 年内閣府令第 1 号）に基づき、実施すること。

⑤休日保育事業など

実施は任意とする。実施する際は「川西市休日保育事業実施要綱」などに基づいて実施をすること。

（6）土地の賃貸借契約

ア 市有地の使用については、保育所の開園日から最長 10 年間の賃貸借契約の締結を予定している。

ただし、建物の定期借家契約の満了日まで双方合意のうえ、契約を更新できるものとする。

イ 借地料は、開園から 5 年間は前年の路線価により算出した土地の価額の 1 パーセントに相当する額（年額）とする。6 年目以降は、前年の路線価により算出した土地の価額の 2 パーセントに相当する額（年額）とする。

ウ 契約期間中における契約解除は、双方に責めに帰すべき事由がない場合は双方合意のうえ、行うものとする。

エ 契約期間満了後は原状回復しなければならない。ただし、市と協議し合意を得た場合はこの限りでない。

（7）建物の定期借家契約

ア 建物の使用については、保育所の開園日から借地借家法に規定する 30 年間の定期借家権の設定を目的とする定期借家契約の締結を予定している。

イ 賃料は以下の計算式により算出する。

①開園から 5 年間の年額

$$〔建物評価額 \times (占有面積 / 延床面積)〕 \times 1.75\% + 〔土地価格 \times (占有面積 / 延床面積)〕 \times 1\%$$

②開園から 6 年目以降の年額

$$〔建物評価額 \times (占有面積 / 延床面積)〕 \times 3.5\% + 〔土地価格 \times (占有面積 / 延床面積)〕 \times 2\%$$

ウ 契約期間中における契約解除は、双方に責めに帰すべき事由がない場合は双方合意のうえ、行うものとする。

エ 契約期間満了後は原状回復しなければならない。ただし、市と協議し合意を得た場合はこの限りでない。

（8）交通安全の確保

施設利用者及び地域住民の交通安全を確保できるよう、可能な安全確保策を講じること。

（9）騒音等への配慮

近隣住民への騒音等を極力低減できるよう十分に配慮した施設とすること。

※地域とのトラブルを未然に防止するために、大阪府が平成 29 年 1 月に発行した「子ども施設と地域の共生に向けてー子ども施設環境配慮手引書ー」を参考にするなど、状況に応じた対応を行うこと。

7 保育所の運営に必要な改修経費及び運営経費にかかる補助

(1) 施設改修に対する補助金

ア 保育所

本実施要領に基づく保育所の整備に要した費用について、令和8年度の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に基づく補助金が支給されるときは、事業者の申請により国の交付額と市負担分を合算した金額を市補助金（対象となる事業費の範囲内に限る）として、予算の範囲内で交付する。

国の補助金が交付されない場合は、上記の市負担分に相当する金額を市補助金として、予算の範囲内で交付する。

※「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」を参考にすること。

※消費税額分も補助の対象となる。

※定員の設定及び総事業費により補助金額は異なる。

※本補助金については、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」及び「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」など、補助金に関する法令・通知を適用または準用するので、法令・通知に定める要件に該当する場合、補助金の返還等が必要となる。

イ 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

①一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業

市は、開設準備に要した費用について令和8年度の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく補助金が支給されるときは、事業者の申請により国・県の交付額と市負担分を合算した金額を市補助金（対象となる事業費の範囲内に限る）として、予算の範囲内で交付する。

国・県の補助金が交付されない場合は、上記の市負担分に相当する金額を市補助金として、予算の範囲内で交付する。

②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

市は開設準備に要した費用について令和8年度の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に基づく補助金が支給されるときは、事業者の申請により国の交付額と市負担分を合算した金額を市補助金（対象となる事業費の範囲内に限る）として、予算の範囲内で交付する。

国の補助金が交付されない場合は、上記の市負担分に相当する金額を市補助金として、予算の範囲内で交付する。

※「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」を参考にすること。

※消費税額分も補助の対象となる。

※本補助金については、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」及び「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」など、補助金に関する法令・通知を適用または準用するので、法令・通知に定める要件に該当する場合、補助金の返還等が必要となる。

(2) 施設改修に係る留意点

設計及び施工にあたっては、事業者自らが近隣住民等に説明し理解を得て、十分な安全確保・騒音対策等を図ること。

(3) 運営に要する費用の補助等について

①保育所の保育に要した費用

県による認可及び市による確認を受けた事業者は、保育所の運営に必要な経費として施設型給付費を受給することができる。なお、休日保育は、年間延べ利用数の規模に応じ、施設型給付費に加算されることとなる。

※内閣府ホームページで、公定価格の試算ソフトが公開されている。試算ソフトで試算する際、入力項目で（１）事業所在地の地域区分を選択する場合、川西市は10／100 地域。

②延長保育事業・一時預かり事業に対する補助

市は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく補助を、予算の範囲内で実施する。

※運営費に関する補助金は、別添資料2「令和7年度 保育所運営補助金一覧」を参照すること

③地域子育て支援拠点事業に対する補助

市は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく補助を、予算の範囲内で実施する。

④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に対する補助

市による認可及び確認を受けた事業者は、乳児等通園支援事業の実施に必要な経費として乳児等支援給付費を受給することができる。

8 市が費用負担する範囲（旧園舎2階、屋根、外壁など）の改修工事に関すること

別添資料1の要求水準書等を参照すること。

9 事業者選定スケジュール等

（１）事業者選定スケジュール

事業者選定にあたってのスケジュールは以下のとおり。

項目	日程
実施要領等の公表（公募開始日）	令和7年9月11日（木）
現地見学会の参加申込期限 参考資料等の貸与申込期限	令和7年9月22日（月）
現地見学会の実施	令和7年9月29日（月）、10月1日（水）
個別対話の参加申込期限	令和7年10月8日（水）
個別対話の実施	令和7年10月15日（水）～17日（金）
質問の受付開始	令和7年10月15日（水）
質問の提出期限	令和7年10月22日（水）
質問の回答	令和7年10月27日（月）頃
参加申込書の提出期限	令和7年10月31日（金）
応募資格確認結果通知	令和7年11月7日（金）頃
VE提案の提出期限	令和7年11月12日（水）
VE対話の実施	令和7年11月17日（月）～19日（水）
VE提案の結果通知	令和7年11月26日（水）頃
提案書類の提出受付期間	令和7年12月8日（月）～19日（金）
プレゼンテーションの実施	令和8年2月上旬頃（予定）
選定結果通知	令和8年2月中旬頃（予定）

(2) 実施要領等の配付

実施要領及び参考資料、様式等は市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 参考図書等の貸与

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、市が所有する資料等を次のとおり希望者に貸与する。

①貸与可能な資料

i) 電子データ (CD-R) により貸与可能な資料

- ・新築工事確認申請書 (鏡及び構造計算書に限る。) (S51 年)
- ・新築工事設計図 (S51 年)
- ・遊戯室改築工事設計図 (H14 年)
- ・増築工事設計図 (H15 年)
- ・屋上デジタル用アンテナ設置工事設計図 (H21 年)
- ・紫外線対策工事設計図 (H21 年)
- ・空調設備整備 P F I 事業設計図 (H29 年)
- ・管理工事資料 (S60 年から H19 年)
- ・石綿分析結果報告書 (R7 年)

ii) 原本により貸与可能な資料

- ・新築工事確認申請書及び 12 条報告 (S51 年)
- ・増築工事計画通知書 (H15 年)
- ・増築工事積算数量調書 (H15 年)
- ・耐震診断報告書 (H21 年)

②申込期限

令和 7 年 9 月 22 日 (月) 17 時まで

③申込方法

参考図書等の貸与申込書 (様式 1) を施設マネジメント課へメール (kawa0198@city.kawanishi.lg.jp) で提出すること。

④貸与場所

川西市都市政策部施設マネジメント課

⑤貸与日時の決定

申込受付後、随時メールで通知する。

⑥その他留意事項

貸与された参考資料等は貸与期間内に、速やかに市に返却すること。

(4) 現地見学会

以下の日程で現地見学会を開催するが、参加の有無は、本プロポーザルにおける事業者選定に係る審査に影響しない。

①参加申込期限

令和 7 年 9 月 22 日 (月) 17 時まで

②参加申込方法

現地見学会参加申込書（様式2）をこども政策課（kawa0215@city.kawanishi.lg.jp）へメールで提出すること。

③開催日程

令和7年9月29日（月）、10月1日（水） ※10月1日（水）は15時までとする

④参加日時の決定

令和7年9月25日（木）頃にメールで通知する。

⑤その他留意事項

- ・1事業者につき、参加人数は4名までとする。
また、複数事業者のグループでの参加も可能とするが、その場合も1事業者につき参加人数は4名までとし、合計12名までとする。
- ・見学会当日は原則質疑応答は行わない。
- ・他の事業者と合同で見学会を行うことがある。
- ・その他詳細は参加日時決定の連絡の際に伝える。

（5）個別対話

本事業をより良いものとするため、本事業の理解を深め、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施する。なお、参加は任意とする

①参加申込期限

令和7年10月8日（水）17時まで

②参加申込方法

個別対話参加申込書（様式3）をこども政策課へメール（kawa0215@city.kawanishi.lg.jp）で提出すること。

③開催日程

令和7年10月15日（水）～10月17日（金）

④対話時間

1事業者（グループ）につき1時間程度を予定

⑤実施日時の決定

令和7年10月10日（金）までにメールで通知する。

⑥対話における議題の提出

対話を希望する内容について、個別対話議題（様式4）を参加申込時に併せて提出すること。
相互の意思疎通を円滑に図るため、必要に応じて添付資料（任意）を提示することもできる。
また、対話時に図面、資料等を提示することも可能とする。

⑦その他留意事項

- ・1事業者につき、参加人数は4名までとする。
また、複数事業者のグループでの参加も可能とするが、その場合も1事業者につき参加人数は4名までとし、合計12名までとする。
- ・原則、対話内容は公表しない。ただし、要求水準書の解釈など事業全体に係る対話内容については、事前に当該対話を行った事業者へ公表の可否の確認をとったうえで、公表する場合がある。

- ・時間の都合上、すべての議題について対話できない場合がある。

(6) 質問受付

①受付期間

令和7年10月15日（水）から10月22日（水）17時まで

②提出方法

質問書（様式5）をこども政策へメールで提出すること。

③回答の公表

質問に対する回答は令和7年10月27日（月）頃に市ホームページで公表する。

なお、質問を行った事業者名等は公表しない。

(7) 参加申込書の提出

参加を希望する単独事業者または保育事業者・設計会社・施工会社のグループは、参加申込書（様式6）を提出すること。

①提出期限

令和7年10月31日（金）17時まで

②提出方法

参加申込書（様式6）及び応募要件確認申請書（様式7）、添付書類を市こども政策課の窓口へ持参すること（郵送やメール等での提出は認めない）。

③必要書類

- ・参加申込書（様式6）
- ・応募要件確認申請書（様式7）
- ・添付書類

④応募資格の確認

提出された書類について、「5 事業者の応募資格等」を満たしていることを市が確認する。

確認の結果は令和7年11月7日（金）頃にすべての事業者へ連絡をする。

⑤その他

参加申込書を提出した場合であって、「9（9）提案書類の受付」に定める提案書類を提出しなかった場合は、本参加申込を取り下げたものとみなす。

(8) VE提案

本プロポーザルにおけるVE（Value Engineering）提案とは、要求水準書や基本計画図に対して、事業者が保有する固有技術等により、要求品質・機能を向上させる手段、又は代替手段により要求水準を満たす手段について提案できることである。

VE提案は提案上限価格を超えない範囲で行うことが出来るものとし、事業者と市でVE提案内容について対話した後に、VE提案の可否の判断を受けることができる。

【VE項目対話申し込みに係る提案範囲】

VE項目対話により変更を提案することができる範囲は、本要領「2.（5）対象業務概要 ①改修等業務（実施設計業務、施工業務）」の範囲内に限るものとし、要求水準書の内容を低下させる提案は認め

ない。また、対話を行わないV E 項目の採用は認めない。なお、提案に際しては、以下の内容のいずれかに沿った、提案を行うこと。

- ・ 提案価格を低減させる提案
- ・ ライフサイクルコストを低減させる提案
- ・ 環境への配慮に寄与する提案
- ・ 敷地及び建物の防犯性を向上させる提案
- ・ 施設の魅力や利便性を向上させる提案

①提出方法

あらかじめ日時を連絡のうえ、こども政策課の窓口へ持参すること（郵送やメール等での提出は認めない）。

②提出期限

令和7年11月12日（水）

③提出書類

- ア V E 項目対話申込書（様式8）
- イ V E 項目一覧（様式①-2-4）
- ウ V E 項目添付資料（様式①-2-5）
- エ ア～ウまでの電子データ（CD-R：1枚）

④開催日程

令和7年11月17日（月）～11月19日（水）

⑤実施日時の決定

令和7年11月14日（金）までにメールで通知する。

⑤対話結果の通知及び公開

対話結果は令和7年11月26日（水）頃にメールにて当該V E 提案の事業者に対してのみ通知する。

ただし、対話結果のうち、市がすべての応募者に開示すべきと判断した項目は、当該V E 提案の提出者から承諾を得たうえで、公開する場合がある。

（9）提案書類の受付

①提出期間

令和7年12月8日（月）から12月19日（金）17時まで（執務時間内に限る）

②提出方法

あらかじめ日時を連絡のうえ、こども政策課の窓口へ持参すること（郵送やメール等での提出は認めない）。

③提出書類

「①提案書類 様式集（改修等業務）」及び「②提案書類 様式集（保育所整備及び運営）」の提出書類一覧に基づき改修等業務と保育所整備及び運営を分けて提出すること。

④提出部数

- ・ 紙ベース：正本（1部）、副本（10部）の合計11部
- ・ 電子媒体：CD-R 7枚

⑤その他留意事項

- ・提出書類は様式サイズに指定があるものを除き、原則A4 サイズに統一し、ページ番号を付記のうえ資料番号ごとにインデックスを付けること。（決算書等の文字が小さい場合はA3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出すること。）
- ・受付期間を過ぎたものは受理しない。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・提出のために生じる一切の費用については事業者の負担とする。
- ・必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。
- ・提出書類について情報公開請求があった場合は、「川西市情報公開条例」等関連規程に基づき公開することがある。
- ・書類の提出後に、応募を辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により、こども政策課へ届け出ること。

10 事業者選定の方法等

（1）審査委員会の設置

市が設置する「川西市民間保育施設等整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」において審査を行う。

（2）プレゼンテーションの実施

令和8年2月上旬頃の実施を予定している。プレゼンテーションの日時及び会場、出席者、留意事項等は提案書類の提出後、別途各事業者へ通知する。

（3）評価項目と配点

①改修等業務（配点：60点）と②保育所の整備・運営（配点：320点）の合計点（配点：380点）の高い事業者を優先交渉権者として決定する。

計算方法は項目ごとに「評価ランク及び配点割合」に応じた得点を付与するものとする。

審査委員会の各審査員が採点した得点の平均点をもって、各事業者の得点とする。

また、選定には基準点を設定する。基準は6割とし、合計点が基準点に満たない場合は選定しない。

（4）提案にあたっての留意点

1階に保育所や地域子育て支援等の機能を配置し、2階には小・中学生の多様な学びの場（居場所）であるセオリアを配置する複合型施設となることから、双方の利用者の安全性に配慮した上で、利用者同士の交流やふれあいの機会を設けるなど、複合型施設としての相乗効果を市は期待している。

そのため、それぞれの運営に配慮した動線計画や利用者同士の交流などについて、事業者からの自由な提案を求める。

【評価項目と配点】

①改修等業務（60点満点）

評価項目 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準	配点
I. 設計・施工計画・品質管理	1. 施工計画	・施工計画及び工程計画について、具体性及び実現可能性があるか。 ・周辺環境や近隣住民に配慮した提案がなされているか。 ・安全管理計画、品質管理計画について、具体的な提案がなされているか。	20 点
	2. VE 提案	・提案内容が実施要領における V E 提案に定める事項に沿った提案となっているか。 ・提案価格を低減させる提案 ・ライフサイクルコストを低減させる提案 ・環境への配慮に寄与する提案 ・敷地及び建物の防犯性を向上させる提案 ・施設の魅力や利便性を向上させる提案	20 点
II. 価格点	1. 価格点	・低廉性：20×（最低見積価格／当該見積価格） ※有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する	20 点
合計			60 点

②保育所の整備・運営（320点満点）

評価項目 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準	配点
I. 保育事業者に 関すること	1. 運営実績	・既存の保育施設等での運営実績が豊富か。	10 点
	2. 経営状況	・財務基盤は健全か。 ・資金計画は妥当なものとなっているか。 ・財務上、長期的に安定した運営が可能か。	20 点
	3. 人材確保及び育成	・保育士の確保方策が明確かつ現実的なものとなっているか。 ・研修実施など人材育成に積極的か。	20 点
			60 点

評価項目 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準	配点	
	4. 自己評価・外部評価、 苦情解決処理体制など	・自己評価を適切に実施するとともに、外部評価を実施する予定があるか。 ・苦情解決処理体制の構築、情報公開や情報共有が適切に行われる体制となっているか。	10 点	
Ⅱ. 保育所整備に 関すること	1. 施設設計計画	・敷地全体や施設改修の設計が園児や保護者など施設利用者にとってより良い環境となっているか。	35 点	105 点
	2. 保育室、遊戯室	・保育室や遊戯室はより良い保育等が実施できる環境となっているか。	20 点	
	3. 園庭	・園庭は園児が安全かつ自由に遊ぶことができ、心身ともに成長できる環境となっているか。	15 点	
	4. 登降園時の安全確保 (外構、アプローチなど)	・外構やアプローチなどは登降園時の安全が確保され、利用しやすいものとなっているか。	15 点	
	5. 2 階セオリアとの動線 計画	・保育所とセオリアそれぞれの運営に配慮した動線計画となっているか。	20 点	
Ⅲ. 保育所運営に 関すること	1. 保育目標・内容など	・保育所保育指針を踏まえた保育目標・内容となっているか。 ・こどもが主体となる質の高い保育内容となっているか。	45 点	155 点
	2. 子ども・子育て支援 事業等の実施について	・地域の実情やニーズに沿った具体的な実施内容となっており、目標も明確に示されているか。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、積極的な受け入れ体制となっているか。	20 点	
	3. 小学校との連携・交流 について	・小学校への円滑な接続に向けて、積極的に小学校との連携や交流を行う考えがあるか。	10 点	

評価項目 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準	配点	
	4. 給食の提供について	・給食の提供方法や内容は適切なものか。 ・アレルギー疾患を持つこどもへの対応が適切なものか。	10 点	
	5. 職員配置体制	・保育の質の向上やこどもの安全確保等に配慮した職員の配置計画となっているか。	10 点	
	6.特別な支援が必要な児童の受け入れについて	・受け入れ体制が整っているか （施設改修のハード面、職員の体制や経験、保育内容等のソフト面の両面から）。	20 点	
	7.事故防止・衛生管理等の安全対策	・こどもの安全確保に関する考えとその対策は適切か。 ・緊急時のマニュアルは整備されているか。 ・訓練の実施や連絡体制などが確立されているか。	10 点	
	8.地域との連携	・川西市北部地域のまちづくり方針に基づき、地域と積極的に関わり、連携・協力しようとしているか。また、その提案内容は具体的なものとなっているか。	10 点	
	9.2 階セオリアとの関係について	・双方の利用者にとってより良い関係となっているか。また、内容は具体的で実現性があるか。 ・異年齢児交流にあたり、双方の安全性に配慮した内容となっているか。	20 点	
合計			320 点	

〈①改修等業務（「2. VE提案」に限る。）の評価ランク及び配点割合〉

配 点 割 合	評価	判断基準	配点に乗ずる係数
	A	提案が特に具体的で優れている	1
	B	提案が具体的で優れている	0.6
	C	提案が具体的ではあるが要求水準どおりである	0.2
	D	提案が具体的ではない	0

〈①改修等業務（「1. 施工管理」に限る。）・②保育所の整備・運営の評価ランク及び配点割合〉

配 点 割 合	評価	判断基準	配点に乗ずる係数
	A	特に優れた提案内容となっている	1
	B	優れた提案内容となっている	0.8
	C(標準)	適切で標準的な提案内容である	0.6
	D	提案内容がやや劣っており、改善の余地がある	0.2
	E	提案内容が劣っており、大きく改善を必要とする	0

（４）選定結果の通知

- ①選定結果はすべての事業者文書で通知するほか、市ホームページで公表する。なお、優先交渉権者となった事業者名は公表し、その他の事業者名は非公表とする。電話等による問合せには応じない。
- ②選定結果に対する異議申し立てはできない。
- ③審査の結果、実施事業者の該当なしとする場合がある。

1 1 改修等業務に係る契約に関する事項

（１）契約の締結

市が選定した優先交渉権者と契約交渉を行うが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の交渉を行わない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合
- イ 川西市から入札参加資格停止措置を受けることとなった場合
- ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合
- エ 提案書類の無効が判明した場合
- オ 本市の一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に掲載されていない者は、契約前に追加登録を行うが、その登録ができなかった場合
- カ 改修等業務の一部を第三者に再委託する際は、再委託に関する事項を記載した書面を市に提出し、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならないが、その承諾を得ることができなかった場合
- キ その他本要領に違反した場合

(2) 契約の成立

- ア 優先交渉権者は市と協議を行い、契約を締結する。
- イ 協議のうえ合意出来なければ、市は次点交渉権者と協議を行い、契約を締結する。

(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出

- ア 契約金額は原則として優先交渉権者が提出した提案価格見積書の金額内とする。
- イ 選定結果通知後、1週間以内に提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、市に提出するものとする。

(4) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部となるため、以下の範囲において本業務の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア 評価項目に基づく審査の扱い

原則として、優先交渉権者となった事業者の提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、事業者は提案内容に拘束されるが、市は事業者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、提案内容のうち要求水準書以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、事業者は市の決定に拘束されることに留意すること。

イ 審査委員会の意見の扱い

審査委員会においては、提案内容に対して意見が出される場合がある。その場合、請負契約の締結の段階で、審査委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、事業者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

(5) プレゼンテーションにおける発言等

事業者によるプレゼンテーションにおける発言及び審査委員会からの質問等への回答内容は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

12 応募資格の喪失

事業者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 本要領「5 事業者の応募資格等」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ プレゼンテーションに出席しない場合
- キ 本プロポーザルに関し審査委員会の委員に直接または間接を問わず接触を求めた場合
- ク その他公正な審査に影響を与える行為があった場合

13 その他

- (1) 選定結果は、保育所の整備等の補助金の交付を確約するものではない。また、本市予算が不足する場合にあっては、市議会の議決を必要とすることがある。これらの条件が整わない場合、補助金が交付できない場合がある。この場合は、選定された事業者と市が協議のうえ、事業の実施について決定することとする。
- (2) 市は優先交渉権者において、本募集要領に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適切な事業の実施が困難と認めるときは、優先交渉権者の決定を取り消すことができるものとする。この場合においても事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。

〈保育所の整備・運営に関すること〉

川西市 こども未来部 こども政策課

〒 666-8501 川西市中央町12-1 川西市役所本庁舎3階8番

電話 072-740-1246、E-mail kawa0215@city.kawanishi.lg.jp

〈施設全体の改修工事及び要求水準に関すること〉

川西市 都市政策部 施設マネジメント課

〒 666-8501 川西市中央町12-1 川西市役所本庁舎5階2番

電話 072-740-1206、E-mail kawa0198@city.kawanishi.lg.jp